

東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第9条の7第1項の規定に基づき東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、東浦町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置く。

(定数)

第3条 推進員の定数は、学校区につき2名以内とする。

(推進員の任期)

第4条 推進員の任期は、法第9条の7第1項の規定による委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(活動内容)

第5条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域及び学校の教育活動に係る支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) 地域の教育課題等についての情報交換、研究、協議等に関する活動
- (5) その他教育委員会が必要と認める活動

(活動報告)

第6条 推進員は、月の活動状況を、当該月の翌月の10日までに、次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に報告するものとする。

- (1) 地域学校協働活動報告書（様式第1）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(報償費)

第7条 推進員の報償費は、月額10,000円とする。ただし、月の活動時間が10時間未満の推進員にあつては、当該月の報償費は、活動1時間当たり1,000円を乗じて得た額とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

地域学校協働活動推進員活動報告書

東浦町教育委員会

年 月分

学校名
推進員氏名

[illegible]